平成２３年（フ）第１号
岩手県奥州市水沢区真城字北上野３番地１
債務者　千田　笙子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　一博
4　破産債権の届出期間　平成23年９月28日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年11月11日午前11時15分
6　免責意見申述期間　平成23年11月11日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第１１８号
鳥取県鳥取市青谷町青谷5733番地
債務者　徳安　壮一
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉本　由希
4　破産債権の届出期間　平成23年９月５日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月11日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０８号
北海道旭川市春光台２条３丁目１番18号
債務者　北村　　巧
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯塚　正浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年10月27日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年10月20日まで
旭川地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２９号
秋田県横手市大森町八沢木字中房46番地７
債務者　長谷山達也
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第２２１号
千葉県白井市大山口１丁目17番24号
債務者　高橋　郁子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２２６号
千葉県成田市郷部1230番地　ビックツリーハイツ101
債務者　黒須美智子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２３３号
千葉県佐倉市臼井田833番地４　サンクレイドル臼井402号
債務者　箱崎　博義
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２３４号
千葉県佐倉市臼井田833番地４　サンクレイドル臼井402号
債務者　箱崎　清美
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２４２号
千葉県印旛郡栄町南192番地２
債務者　祐川　洋子
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２４４号
千葉県佐倉市表町１丁目３番地13
債務者　芦田　良司（旧姓一政）
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２４６号
千葉県成田市吉岡560番地95
債務者　笹目　満江
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２４９号
千葉県印旛郡酒々井町酒々井146番地２
債務者　佐川　清二
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３７３号
愛知県安城市福釜町細池38番地２　フローラルハイツ202、旧住所愛知県岡崎市戸崎町字牛転10番地２　エスポアクレメント光ケ丘壱番館1404
債務者　佐藤　妙子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第３８０号
愛知県西尾市伊藤１丁目９番地６　パルテール．Ｙ401号室、旧住所愛知県西尾市寺津町田地山25番地　県営寺津住宅２棟101号室
債務者　土居　恵和
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
三重県伊勢市朝熊町字桜木2570、住民票上の住所三重県伊勢市朝熊町997番地
債務者　岩﨑　美幸
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２３年（フ）第９０号
三重県志摩市浜島町南張1646番地
債務者　川口　修一
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係